

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第6 議案第7号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国の人事院勧告等を考慮し、町においても55歳を超える職員の昇級抑制措置を講じることによって国家公務員との給与水準の均衡を図りたいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第7号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

条例制定の背景等を御説明申しあげます。

民間と比較いたしまして高齢層の給与が高いという人事院勧告の指摘を受け、平成24年の人事院勧告において、55歳以上の職員は通常の成績では昇級しないこととされております。これを受け、国では平成26年1月から、国は1月昇級、町は4月昇級となっております、55歳以上は原則昇給停止としております。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後です。

第4条第5項です。昇級を停止する職員の年齢を57歳から55歳に改めるものです。

附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

こちら、別添の説明資料を御覧ください。

こちら、別表第 8 の 2 となっております。こちらは、昇級する号級数を定めております。A は非常に良好な場合、B は良好な場合、C は標準の場合を示しております。55 歳以上の職員につきましては、A であれば 2 号級、B であれば 1 号級、標準の成績である C の場合は昇級しないこととなります。

我々地方公務員の給与は、均衡の原則により、国家公務員の給与に準ずることとされております。昨今の人事院勧告では給与や勤勉手当の増が勧告されており、議員の皆様をはじめ町民の皆様にお認めいただいているところであります。増額の場合のみ人事院勧告にのっとるのではなく、こういった厳しい内容もきちんと対応していくことが大変重要なことであると考えます。

この条例をお認めいただいた場合、平成 31 年 4 月の昇級では対象者は 12 名となっております。国では平成 26 年 1 月の昇級から実施しておりまして、町では職員組合との協議に時間を要したことから、ここでの御提案となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第 7 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。